

食品健康影響評価について

(人の健康を損なうおそれのない量を定めることについて)

1. 経緯

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号。以下「改正食品衛生法」という。)により、食品用器具・容器包装にポジティブリスト制度(原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる制度)を導入することとしており、公布の日(平成 30 年6月 13 日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

改正食品衛生法第 18 条第3項において、政令で定める材質の原材料は、ポジティブリストに記載された物質でなければならないが、同項ただし書きにおいて、食品に接触する部分に使用されず、人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて食品側に移行しない場合には、ポジティブリストに記載された物質以外のものも使用可能とされている。

このため、改正食品衛生法第 18 条第3項ただし書きに規定する人の健康を損なうおそれのない量について、食品安全基本法第 24 条第1項の規定(改正食品衛生法附則第 11 条第2項により施行前に食品安全委員会の意見を聴くことができる)に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

2. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、「人の健康を損なうおそれのない量」の設定について検討することとしている。

[参考1]改正食品衛生法 第 18 条第3項

器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。)について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合(当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。)については、この限りでない。

[参考2] 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会(平成 30 年 12 月 20 日)で確認された検討の方向性

人の健康を損なうおそれのない量については、リスク管理等における実効性の観点を踏まえると、器

具・容器包装から溶出又は浸出する物質の食事中濃度により規定するよりも食品擬似溶媒中濃度により規定することが適切であると考えられる。